

## 収入事務委託告示及び公表について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収入事務を委託したので、同条第2項及び児玉郡市広域市町村圏組合会計規則第26条の2の規定により、告示及び公表をする。

### I 斎場収入事務委託内容

- 1 委託年月日 令和2年4月1日
- 2 収入事務受託者 所在地 埼玉県本庄市小島南三丁目11番15号  
名称 株式会社 サニタリーセンター  
代表者 代表取締役 木村文男
- 3 委託事務の内容 児玉郡市広域市町村圏組合立斎場の設置及び管理に関する条例第9条に規定する使用料の収納事務
- 4 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### II 小山川クリーンセンター収入事務委託内容

- 1 委託年月日 令和2年4月1日
- 2 収入事務受託者 所在地 東京都江東区木場2丁目17番12号  
名称 川重環境エンジニアリング株式会社  
代表者 代表取締役社長 近藤 哲也
- 3 委託事務の内容 児玉郡市広域市町村圏組合手数料徴収条例第2条に規定する小山川クリーンセンター使用手数料及び特定家庭用機器再商品化法に基づく特定家庭用機器の運搬手数料の窓口による現金収納事務
- 4 委託期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで